

## 役員等候補選出委員会規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人長野県スポーツ協会定款第17条第1項、第29条第1項及び第33条に規定する役員等候補選出委員会（以下「選出委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

### (設置及び任務)

第2条 公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「法人」という。）は、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の選任及び解任について審議するため、選出委員会を設置する。

2 選出委員会は、役員等の選任及び解任の候補者（以下「役員等の候補者」という。）を選出し、その名簿等の資料を評議員会に提出することを任務とする。

### (構成)

第3条 選出委員会は、5名の委員で構成する。

2 委員長は、評議員会長をもって充て、その他の委員は評議員のうちから評議員会において選任する。ただし、そのうち1名は、学識経験者とする。

3 前項の選任に当たり、評議員会長は、理事会に対し、委員の候補者の推薦を依頼することができる。

4 理事会は、評議員会長から前項の依頼があった場合は、委員の候補者の名簿を提供しなければならない。

### (招集及び開催)

第4条 選出委員会は、委員長が、役員等の選任及び解任を行う評議員会の開催に先立ち招集し、開催する。

2 選出委員会の議長は、委員長がこれに当たる。ただし、委員長が欠席したときは、選出委員会の議長は、その選出委員会において、出席した委員の互選により決定する。

### (決議)

第5条 選出委員会の決議は、委員の3分の2以上の出席をもって行う。

2 選出委員会は、役員等の候補者をそれぞれ審議し、多数決により候補者を決定する。なお、役員等の選任の場合は、必要人数以上の候補者を選出する。

### (候補者の推薦)

第6条 委員長は、理事会に対し役員等の候補者の推薦を依頼することができる。

2 理事会は、前項の依頼があった場合は、役員等の候補者の名簿及び次に掲げる情報を選出委員会に提供しなければならない。

(1) 選任する候補者の経歴、推薦の理由、法人の他の役員等との関係その他の候補者に関する情報

(2) 解任する候補者に関する情報

(候補者名簿及び議事録)

第7条 選出委員会は、議事終了後速やかに候補者の名簿等の資料を作成し、評議員会に提出しなければならない。

2 選出委員会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した委員のうちから選出された議事録署名人1名が議事録に記名押印する。

(任期)

第8条 委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。

2 委員は、辞任し、又は任期が満了した後においても、第3条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第9条 委員は、無報酬とする。

2 委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(決議の省略)

第10条 委員が、選定委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の選定委員会の決議があったものとみなす。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規則は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年3月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年度の定時評議員会の開催日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年6月20日から施行する。